

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

令和2年2月4日（火）午後2時00分～午後4時05分

2 場所

福岡地方裁判所501号会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者8人

福岡地方裁判所裁判官 足立 勉（第3刑事部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 竹内 亜紀子

福岡県弁護士会所属弁護士 一坊寺 麻希

福岡地方裁判所裁判官 國分 進（第3刑事部判事）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※裁判員経験者を「裁判員経験者1」などに表示する。

○司会者

裁判員経験者の皆様におかれましては、本日はお忙しいところ意見交換会のために裁判所にお越しいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます第3刑事部の裁判官の足立と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は法律家の方々にも出席していただいておりますので、私から紹介させていただきます。検察庁から竹内検察官、弁護士会から一坊寺弁護士、裁判所から國分裁判官です。よろしくお願いいたします。

この意見交換会の趣旨は、広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるように、裁判員経験者の方々に感想や意見を言っていただく場を設け、得られた感想や意見などを国民の方々にお伝えするとともに、法律家の側では今後の運用の参考にさせていただくというものでございます。どうぞ忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思います。

まず、本日の主な進行予定について説明させていただきます。

最初に、皆様から裁判員裁判を経験したことについての全体的な感想、印象についてお話をいただきたいと思います。その後で、証拠調べなどの審理や評議が分かりやすいものであったかどうか、分かりにくかったとするとどのような工夫があったほうがよいのかといった点につきまして、手続の流れに沿って御感想、御意見を伺いたと思います。そして最後に、これから裁判員になられる方々へのメッセージをお聞かせいただきたいと思います。なお、2時間と長丁場ですので、1時間程度意見交換をしましたら若干休憩を挟みたいと考えています。

それでは早速、まず初めに皆さんが担当された事件がどんな事件だったのか、裁判員裁判を経験されての全体的な感想や印象について、ごく簡単に結構ですので一言ずつお話しいただきたいと思います。

まず1番の方の経験された事件、罪名は強盗、強制性交等、住居侵入、窃盗とい

うものでしたが、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者 1

当然ですけど初めての体験ですので、裁判長とか裁判官の方は非常に親切で、いろいろ質問に答えていただいて、ある程度納得のいく結論を出せたのではないかなというふうに思っています。

○司会者

よろしいですか。ありがとうございます。

2番の方の経験された事件も同じですね。いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者 2

こういうふうに裁判が進むんだなということが経験できましたし、あと裁判長、裁判官の人も分かりやすく納得いくように説明していただきましたので、進めやすかったと思います。

○司会者

批判的な御意見でも結構です。また、裁判所だけではなくて、当事者のこととかおっしゃっていただいて構いません。

そして、3番の方が御経験されたのが、現住建造物等放火という事件ですね。いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者 3

私は、定年退職した後すぐだったんで、実は年度の裁判員の候補になったときに、嫌だなという感じはしたんですけども、会社をやめて一度経験してみたいなという、念願というんですか、そうなってしまって、実際裁判員は本当にいい経験になったと思います。また、裁判そのものは、人の傷害がなかったもので、そういう裁判だったんで、比較的裁判官の方、裁判員の方もいい人だったので、やりやすかったという印象があります。

○司会者

ありがとうございます。

そして、4番の方は、殺人未遂という罪名でございましたね。いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者4

私の周りの人はみんな裁判員になりたがってる人ばかりで、私には全くこういうことがないと思って他人事のようにいました。いざ自分が選ばれたときに私は不安になりましたけど、皆さんがすごくよくしてくださってよかったと思って、守られているというのを感じました。

○司会者

ありがとうございます。

次に、5番の方ですが、罪名が長いんですけれども、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、死体遺棄、犯罪収益移転防止法違反、麻薬特例法違反、関税法違反、詐欺、窃盗という罪名でしたが、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者5

裁判員裁判という言葉は知ってたんですけれども、実際どういったことが行われているのかというのは、ここに来て初めて知りました。テレビで判決だけ聞いて、ふうんという感じでいつも終わってたんですが、判決を出すまでにこういった評議が行われているんだなというのを知りまして、よりニュースの見方が変わったというような、そういうところです。

○司会者

ありがとうございました。

続きまして、6番の方は、殺人、銃刀法違反という罪名での事件だったようですが、いかがだったでしょうか。

○裁判員経験者6

私は、裁判員候補者がここに来て決まるときに、あれよあれよという間に裁判員に決まったので、何も辞退する理由もなかったというのが本音です。裁判員制度があるということはもう分かっていたんですけれども、まさか自分になるとも思わず

に裁判に入った気がしました。経験したところからいえば、結果としてはすごく自分自身のためには勉強になりました。

○司会者

ありがとうございました。

7番の方ですが、現住建造物等放火という罪名ですね。いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者7

すごくいい評議ができて、本当にいい経験になったと思うのと、あとはいろんなことを考えるきっかけになったと思います。裁判員を経験して思ったことは、いつ自分が犯罪者になってもおかしくないだろうなというふうに感じました。殺人を犯すつもりはなくても、車をずっと運転すればそういうことになるかもしれない。高いところから下を見るような感じの裁判が、いつ逆になってもおかしくないなというふうに感じました。裁判自体はすごくいい経験になりましたし、ほかの裁判員の方、裁判官の方といい評議ができたなというふうに思います。

○司会者

ありがとうございました。

そして最後に、8番さんですね。8番の方の罪名は殺人ということでしたが、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者8

私の場合は、世間もかなり注目していた殺人事件で、非常に難しい判断を求められたと思います。裁判をした経験としては、一生に1回できるかできないかの非常にいい経験だったと思っています。

○司会者

では、一言ずついただきましたので、さらにもう少し中身に入ってまいりたいと思います。

法廷の審理では、起訴状を朗読し、被告人の認否を聞いた後で冒頭陳述というものをしたと思います。今お手元に資料がありますので、そのところをご覧になり

ながら記憶を喚起していただきたいんですけれども、冒頭陳述というのは、皆さんは御承知と思いますけれども、検察官と弁護人がこれから証拠により証明しようとする事実はこちらである、ということについて冒頭陳述メモなどを配布して、冒頭でプレゼンテーションをするということなんですけれども、この分かりやすさ、あるいは分かりにくさはどうだったのか。審理の初めなので、緊張していてなかなか頭に入りませんでしたという感想を聞くこともございます。皆さんの場合はどうだったのでしょうか。そういった点をお尋ねしたいと思ってます。

では、また1番の方から順次御感想などをお願いします。

○裁判員経験者1

皆さん言われてますけれど、自分が選ばれるという心構えなく、ぱっと裁判に入ったかなという気がしました。今から思うに、もうちょっと心構えをして、いろいろ心の準備をして検察側の方とか弁護側の方の言われることを聞いてれば、もうちょっとまじな論議ができた部分は多々あったというふうに思います。私たちのときは、検察の方は非常にベテランで、文章をきちんと整理されて、論点はどこだというふうなのが分かって、弁護側の方が非常に若くて、何か彼らが書いている文章がちょっと分かりづらかった部分というのはたくさんあったというふうに私は思います。

○司会者

冒頭陳述のメモを見ますと、検察官は1枚紙で、それなりに字数が入っているもので、弁護士さんのほうも1枚ですが、内容は箇条書き程度ですよ。

○裁判員経験者1

はい。

○司会者

これをお聞きになり、あるいはご覧になった感想としてはどうでしたか。

○裁判員経験者1

もうちょっと弁護側の方が論点をきちんと書いていただいていたほうが、その後の我々の聞き方とか評議の仕方とかというのが多少変わってきたのではないかなとい

うところは思ってます。

○司会者

検察官のほうは分かりやすかった。

○裁判員経験者 1

はい。

○司会者

後は、ぱっと法廷に入ってなかなか頭がついていかないというところもあったのですね。

○裁判員経験者 1

それは確かにありますね。

○司会者

ありがとうございます。

2番さんも同じ事件ですかね。いかがですか。

○裁判員経験者 2

1番さんと同じような感じで、確かに論点からすると、やっぱり検察側のほうがよくまとまっていたと思いますね。

○司会者

ありがとうございます。

3番さんはいかがだったですか。

○裁判員経験者 3

私の場合は、責任能力があるかないかというのは、監察医の方の説明でも、心神に異常を起しているのは間違いないということで、そこからスタートしてますので、果たしてそれが完全に喪失してるのか耗弱してるのかという論争というかその説明で、冒頭陳述では当然喪失してるんだという話から来てるんで、その辺をどう聞けばいいのか。経過は分かるんですけども、それをどう判断すればいいかというのは、ちょっと先行き不安というか、どう考えていいかなと思いながら聞いてまし

た。おいおい審理が進んでいくうちに、大体こういうことかというふうに分かりましたけど、冒頭陳述の段階では、まだスタートの段階で、自分の気持ちもどういうふうに持っていったいいのか分からなかったんで、一応メモをするのが精いっぱい  
の状況でした。

○司会者

冒頭陳述メモで責任能力が争点であると書いてあって、検察官の主張としては心神耗弱、弁護人は心神喪失であるということを最初にばんと言われて、それで法律に全く触れてない方がこの話をどこまで理解していただけるのかなという感じを裁判官は思ってるんですけど、いかがでしたか。

○裁判員経験者 3

私も昔勤めてた会社がそういう薬関係のことがあって、精神関係の薬も扱ってたので、どこまでが治った、どこまでが治らないかという判断が難しいというのが分かってたんで、そういう判断をするのがちょっとしんどいというんですか、どうなのかなという不安を持ちながら聞いていましたね。

○司会者

責任能力という意味合いだとか、それについてはどうですか。検察官の説明、弁護人の説明を聞いて、こんなことかなというのは分かりましたか。

○裁判員経験者 3

それは分かります。そういう状態になれば、当然そういう行動を起こすというのは分かってましたんで、そういうのは話としては聞きやすかったと思います。

○司会者

判断が難しいだろうなというお気持ちになったわけですね。ありがとうございます。

4番さんは、冒頭陳述をお聞きになっていかがだったですかね。

○裁判員経験者 4

メモは取ってたんですけど、書いた字が自分で分からなくて、後で論議されたと

きに、ああそういうことか、みたいなことで分かりました。

○司会者

4番さんの事件は、非常に3番さんの事件と似てると思いますか、まさに責任能力の有無が争点で、検察官は心神耗弱で弁護人が心神喪失なんですね。そこら辺の法律的な話が最初に出てきて、受け止めとしてはどうですか。ずっと頭に入りましたかね。

○裁判員経験者4

いえ、心神喪失とかより、全部が、えーという感じでした。

○司会者

えーという感じで、だんだん分かってきたのですか。

○裁判員経験者4

はい。後でみんなと話し合いをして分かりましたが、最初は分かりませんでした。

○司会者

ありがとうございました。

5番さんはいかがだったでしょうか。

○裁判員経験者5

罪名がかなりたくさんあったんですけれども、全て被告人が認めているということで、冒頭陳述メモに書かれてることは正しいというか、このとおりだということだったので、分かりやすかったです。ただ、覚せい剤の受渡しの経緯が、どこで行われて幾らとか、それが結構裁判の中で多かったので、ただ聞いているだけの時間がありました。

○司会者

そこは、多分証拠調べの問題ですよ。それはまた次にお聞きするとして、これは、罪名もいろいろ覚せい剤そのものを渡した、密売したという話と、鑑定はないんだけど、覚せい剤様の物についてどうこうしたとか、ちょっと余りふだん見慣れないような法律がいくつもあって、そういったケースになってました。これは戸

惑いはありませんでしたか。

○裁判員経験者 5

いや、全て覚せい剤としか言われてないです。実際に一つだけ何か違うのがあったんですけど、それも結局覚せい剤にかかわることだったので、それがメモとか裁判の中でクリアになったという感じです。

○司会者

弁護人のメモはどうでしたか。

○裁判員経験者 5

弁護人のメモは、検察官のメモに比べて本当に簡素なもの、でも内容については分かりやすかったですね。

○司会者

ありがとうございます。

次は、6番さんですね。6番さんの冒頭陳述はいかがだったでしょう。

○裁判員経験者 6

冒頭陳述は、最初自分自身が法廷に入ってあの席に座ったときに、やっぱりかなり緊張しまして、もう自分自身も裁判を目の前にするっていうこと自体も初めてだったので、この年になって本当お恥ずかしい部分なんですけれども、緊張して余り頭に入らなかったのが正直なところでした。

それで、私の事件は、同じアパートに、それも失礼ですけども、そう広いとは言えない部屋のアパートの1階と2階の住人の方の間の殺人事件だったんですね。一緒にお酒を飲んだりするような間柄での殺人事件だったということで、非常にその辺の10年前からの言葉のやりとり、会話のやりとり、その辺まで考えていかなければいけないような裁判だったので、難しかったですね。

○司会者

そういう事実の流れについて確認するのも大変だし、拝見する限り、殺意と責任能力、法律的な争点が2つあるのですね。

○裁判員経験者 6

そうです。

○司会者

そこら辺は冒頭陳述でばっと書かれてますけれども、頭にすっと入りましたでしょうか。

○裁判員経験者 6

はい。時間が経つにつれて、それは一生懸命頑張って考えようとして、だんだんとそういう専門用語にも慣れてきました。

○司会者

最初は、何だろうという感じですかね。

○裁判員経験者 6

はい。ただ、被告人が殺人を最初認めているという時点から、あとは殺意があるかないか、責任能力があるかないかの裁判でしたので、流れとしてはそういうことでした。

○司会者

ありがとうございます。

7 番の方の冒頭陳述はいかがでしたかね。

○裁判員経験者 7

今回の私の事件は、事実関係に争いなし、争点は量刑ということで、冒頭陳述から始まりまして、もう被告人の方が火をつけた事実は間違いないから、なぜ放火をしたのか、その背景をひもといていくような内容だったので、弁護人の方と本人がお話をされるような冒頭陳述でした。検察側の冒頭陳述は火をつけたということが書かれてあって、弁護人の冒頭陳述メモは、その方のこれまでの人生の背景とか、なぜそんな状態になってしまったのかとか、検察側と弁護人とで、一番最初から同じ事件に関することだけども見る書類の印象が全然違うものになるんだなということを思いました。

○司会者

光の当て方が違うということですか。

○裁判員経験者 7

そうですね。それはそうなるんだろうなとは思いますが、弁護人の方がその方本人に焦点を当てたような冒頭陳述になっていて、検察側の方は放火なので、同じアパートに住んでいらっしやっただけの被害に遭われた方とかのことが記載されている冒頭陳述なので、どういう方向から見ていって今回の事件の刑を決定していくのかというのは、最初の時点から差が大分違うなと思いました。

○司会者

言ってることの分かりやすさという観点からは、何か御意見ありますか。

○裁判員経験者 7

私が参加した裁判は、もうある程度話を聞いて、何かここを争点にして今後話し合っ、評議をして、決めていくんだろうなというのが最初の時点でなんとなく印象がつかめたので、そんな分かりにくいとかはなかったですね。

○司会者

そういう役割は、冒頭陳述がちゃんと果たしているという話ですね。

○裁判員経験者 7

そうですね。そう思います。

○司会者

ありがとうございました。

そして、8番の方ですが、いかがでしたか。

○裁判員経験者 8

今もう裁判が全て終わって2か月と、もうほとんど知り尽くしているからなるほどだと思いますけど、今から裁判が始まりますと言われたとき、冒頭陳述メモをもらって、多分緊張の中でこれを見ていました。

○司会者

冒頭陳述からかなりの時間をかけてやっていますかね。

○裁判員経験者 8

やっぱり1時間弱ぐらい時間を取ってあったと思うんですけど、冒頭陳述が何のためにあるのかということがちょっと分からないじゃないですか。だから、この裁判の中で、冒頭陳述とはこんな位置づけですよという、そんなに難しくせず、さわりを話すだけだからという説明があれば、比較的構えず聞くこともできたのかもしれないんですけど、裁判が始まったとなると、こっち側としては一言一句漏らさないようにとかなり集中してやってるから、本当にその辺の、こんな位置づけです、検察がこんな役です、弁護人はこんな役ですというのが、多分話されたかもしれないんですけど、あればよかったと思いました。

○司会者

頭に入ってないというんですかね。

○裁判員経験者 8

はい。だから、やっぱり私たちって、いわゆるサスペンスドラマの中で、検察官がこんなこと、弁護人がこんなことをやるという固定観念みたいなものがあるので、検察官に立証責任があって、それに対して弁護人はこんな役割がありますよという、ちょっとした勉強会みたいなものがあれば、もうちょっとすんなり頭の中で整理できて、頭の中に入るのかなというふうには思います。

○司会者

毎回違う方をお呼びするという制度になってる関係で、事前の勉強会というのがなかなか難しいところがあるので、その中で裁判官としては適時適切に説明していくということになると思います。

○裁判員経験者 8

そういった説明をされました。そのうち、おいおい少しずつ証拠が出てくると全容が大体分かってきますよとは言われてるんですけど。

○司会者

緊張して聞かれた中で、検察官と弁護人の冒頭陳述の分かりやすさの印象みたいなものはないですか。

○裁判員経験者 8

かなり分かりやすかったです。

○司会者

どちらもですか。

○裁判員経験者 8

はい。どちらかという、後からいろいろ調べて分かったんですけど、やっぱり検察は立証責任があるからいろんな情報は出します。最初を見れば、弁護側のこの書類は、本当にそうですか、本当にそうですかみたいな感じにしか書いてないんで、最初のイメージはちょっと弁護人のイメージが薄いなというような感じはしました。いろいろ調べれば、弁護人はこんな役なんだと思えば納得はしますが、最初はやっぱりどちらかといえば、検察側のほうが攻勢というか、そんな感じに見えますね。

○司会者

ありがとうございます。

今、冒頭陳述のことを聞きましたが、検察官、弁護士の方々は、多分最後の事件を担当されてるわけですけども、何か、あわせて冒頭陳述絡みで聞いておきたいこと。この事件に限らずですが、何かございますか。

○検察官及び弁護士

はい、いいです。

○司会者

裁判官はいいですか。

○裁判官

いいです、はい。

○司会者

じゃあ、先に進ませていただきましょうか。

証拠調べの話に参ります。既に少し出てるんですけども、最初冒頭陳述で、これからこういうことをやりますというプレゼンがあった後に書類を調べる、証人の話を聞くというのを普通はしていると思います。その書類の話をもっと聞きたいんですけども、書類といってもいろいろありまして、写真だとか図面だとか、場合によってはパワーポイントや書画カメラでモニターに示すとか、映し出すということもしたかもしれません。そういったものの取調べがされて、それが分かりやすかったかどうか、あるいはこんな証拠要るのかなという感想を持ったとか、何でも結構なんですけれども、書類絡みの話で少しお話をお聞かせ願えればなというふうに思います。今度は、逆に8番さんから行きましょうか。

8番さんの事件は、かなりいろいろ証拠を調べていますが、統合捜査報告書といって、本来のものの証拠をいくつかまとめて分かりやすく検察官が作って、弁護人の意見も聞いて作ったようなものを多分かなり調べられていると思います。そういったものの感想だとか、あるいは多分家の間取りとか、いろんな図面なども調べたのではないかと、そこら辺の分かりやすさ、分かりにくさなどについて伺います。

○裁判員経験者8

証拠は、かなり分かりやすかったと思います。死体解剖とかされて、そういった絡みで検視官とかの専門的な方も来られたので、意外と分かりやすくして説明してもらってるなという印象はありました。それで、分かりにくいというのもなかったと思います。

○司会者

多分証人を調べては統合捜査報告書を調べて、また書類を調べてというふうな、統合捜査報告書を調べて証人を調べてというようなことを繰り返していますかね。

○裁判員経験者8

はい。

○司会者

そのまとまりごとの何か命題とかテーマがあって調べてるという辺りはどうでし

たか。

○裁判員経験者 8

私は大して問題なく感じました。

○司会者

問題なく理解できたということですね。

○裁判員経験者 8

はい。

○司会者

ありがとうございます。

7番さんの事件は、放火ですよね。それで、放火だと凶面だとか、あるいは家が燃えた写真などがたくさん出てくる場合がございますけれども、この書類の関係でお調べになった感想はどうでしたか。

○裁判員経験者 7

検察官の方が提示された証拠の焼け跡の写真がやはり印象的だったなと思います。1室しか燃えてなかったけれども、かなりの勢いで燃えたんだろうなということが分かる写真だったですし、あとは間取りとか周辺の地図でしょうか。その証拠の写真の中で、これが火をつけたライターですっていうふうにあったんですけども、もうライターも燃えてしまって、これがそうなのかが分からないというような状態でした。

○司会者

溶けちゃってるんですかね。

○裁判員経験者 7

そうですね。

○司会者

矢印かなんかがついて、ライターとあるのですね。

○裁判員経験者 7

はい。でも、見てもこれがライターとは分からないみたいな写真だったんです。  
弁護人の方の証拠はほとんど覚えてないです。

○司会者

いくつか出たんですね。

○裁判員経験者 7

多分出てると思います。燃えた写真が印象的で、余り覚えてないです。

○司会者

写真が多過ぎるとか、そういう感想はなかったですか。

○裁判員経験者 7

多過ぎるとは思わなかったです。ただ、やはり両隣とかに燃え広がった写真とかを見ると、死者が出てもおかしくなかったのかなという、そういうのは感じました。

○司会者

それがよく伝わったということですか。

○裁判員経験者 7

はい。伝わってきました。

○司会者

ありがとうございます。

6番の方の事件では、書類などはどうだったんですかね。

○裁判員経験者 6

私の場合は、家庭にある柳刃包丁で左下腹部から刺したという、致命傷がそれだったので、そこが刺された状態とか位置とかが殺意があるかないかにもかかわってくるようなことだったので、そういう証拠が前にいっぱい出ていたというのがあります。

○司会者

その刺された傷もですか。

○裁判員経験者 6

はい。それは、最初位置関係が言葉で言われるからすごく分かりにくかったんですね。ほかの裁判員の方もすごく分かりにくいというような意見が出てたんですね。それを、お医者様は何ていうんですかね、あれを担当されてるのは。

○司会者

解剖医ですか。

○裁判員経験者 6

解剖医，はい。

○司会者

鑑定医かもしれませんが。

○裁判員経験者 6

はい。証人の方が後日図にして出していただいて、それですごく分かりやすかったです。それではっきりと、どういう状態で刺されたのかというのが分かりました。

○司会者

結局は、どういう状態で刺したかというのが問題になったんですよね。

○裁判員経験者 6

なりました，はい。

○司会者

殺意が争われていたのですね。

○裁判員経験者 6

はい。

○司会者

その傷口に関しては、結局写真を採用したんですか、それとも写真は採用しなくて、図面だったのですか。

○裁判員経験者 6

傷口の写真を大きく引き伸ばした形で、白黒でした。最初、やっぱり傷口なんかは刺された跡とか見るのかなとか、少し嫌だったんですね。でも、そこは白黒にち

やんとしてあったし、そう生々しさはなかったもので、冷静に見ることができました。

○司会者

それを見ることで、傷の状況がよく分かったというわけですね。

○裁判員経験者6

はい。位置とかがかなり出ているんですね。それから、部屋の間取り、それから殺害があった場所、最初そういう間取りから入っていったので、すごく事件の流れってというのが分かりました。

○司会者

そういったのも分かりやすかったですか。

○裁判員経験者6

はい。

○司会者

ありがとうございます。

書類の関係の質問ですが、5番さんの事件、これは統合捜査報告書をいっぱい使ってるのではないかと思いますが、どうですか。別に人の話を聞くということではなくて、書類の関係で、いろいろ書類の調べをいっぱいしたんじゃないかと。先ほどなかなか証拠調べが大変でしたという話がありました。

○裁判員経験者5

覚せい剤の受渡場所を一つ一つ写真に撮って、1点ではなかったもので、しばらく、ここで受渡しをしましたという場所の写真をずっと見てました。それがいくつもありました。

○司会者

いくつもいくつもの場所で受渡しをしてるんですね。

○裁判員経験者5

そうです。

○司会者

それを写真で順次、ここで渡した、ここで渡したというような手順でしたか。

○裁判員経験者 5

はい。あと、覚せい剤を輸入してたんですけど、その輸入した先の住所、これは仲買人がいてここに送ってもらったんだというマンションの写真が出てきたりだとか、そういうのも要るのかなというふうに思いました。

○司会者

要るのかなというのは、必要があるかなと思ったということなんですかね、正直なところね。

○裁判員経験者 5

はい。市内とかもあったので、やっぱり知ってるところとかもあったので、できれば聞かなくてもよかったかなと。あと、車中に死体を放置した死体遺棄もあったんですけど、ここで写真が出るのかなと思ったら、裁判長から、検察官の方にだと思うんですけど、何か写真が出ますかということを書いて、写真じゃなかったんですけど、出るのかなと思ってどきっとしました。

○司会者

どきどきさせられたけど、出なかった。出るんですかと聞いて、出ませんという会話があったんですか。

○裁判員経験者 5

はい、ありました。それは安心しました。

○司会者

5番さんとしては、出ないでよかったかなと。

○裁判員経験者 5

ただ、死に至るまでの過程というか、暴力というか、この人は死体遺棄なんですけど、死ぬまでの過程が証拠の中であったんで、どうやって死んだのかなと、本当に死んだのがどうして分かりましたかとか、何か結構言葉だけだったんだけど、想像して、ちょっと。

○司会者

ちょっと嫌だなって思った。

○裁判員経験者 5

重たいなと思って。

○司会者

分かりました。ありがとうございます。

4番さんの事件では、書類の取調べはどうだったんですかね。

○裁判員経験者 4

部屋の間取りとか分かりやすかったですし、あと凶器となったハンマーも写真で見ました。忘れましたが、具体的に何となく分かりました。

○司会者

ハンマーは、現物を持ってきたわけではないですか。写真だけですか。

○裁判員経験者 4

そうです。忘れましたが、分かりやすかったです。被害者の頭の傷口、これはカラー写真で出るのかなと思ったら、そういうことはなかったです。

○司会者

結局、法廷で調べたのは図みたいなものですか。

○裁判員経験者 4

図みたいなものだったと思います。でも、分かりやすかったです。

○司会者

ありがとうございます。

3番さんはいかがだったですか。3番さんは放火ですよ。

○裁判員経験者 3

そうです。証拠というんですかね、火災状況の写真とか、あと書類関係でいろいろ細かく書いたやつをもらいまして、説明があったんですけども、それは非常に聞きやすかったです。というのは、論点が責任能力があるかないかだから、一つ一つ

に対してこの人は責任能力があるんですよという話なんで、分かりやすいのは分かりやすかったです。ただ、それに対する証拠写真とかそういうのはないんですけども、休憩時間に裁判員、裁判官の方と集まって話をしたときに、こういう証拠みたいなので出ますかと言ったら、こういうことは聞いてますとかいう話をされてました。

○司会者

おっしゃっている趣旨は、争点が責任能力に絞られちゃったので、実際に火をつけてどこがどうという辺りは、かなりまとめた証拠になっちゃったということですか。

○裁判員経験者3

そうです。だから、実際は部屋の真ん中で火をつけたということで、ほかの家に延焼しないようなことをやってる、この辺は責任能力があるなしの判断の一つの材料だと思うんですけど、そういったものはありますよとか、火をつけて逃げたけど、また戻ってきたとか、そういう話が流れとしてはあったんですけども、そういうので責任能力があるという話については、非常に分かりやすかったと思います。

逆に、ちょっと戻ってしまうんですけども、弁護人が話した冒頭陳述で、責任能力はないんだというお話の中で、一部そういう責任能力があるような発言みたいなを言って、私の理解がおかしかったのかもしれませんが、弁護側なのに何か検察官のような話もされていたことがあったんですよね。要はそういうことで、何かちょっと私も何を言ってるか分からなくなってきたんですけども、流れとしては非常に分かりやすかったです。

○司会者

分かりやすかったということですね。ありがとうございます。

2番さんはいかがだったですか。

○裁判員経験者2

論点が強制性交等ということだったんで、窃盗に関しては認めてるし、本人の自

筆の了承したサインもあったので、その辺りは分かりやすく、あとホテル内の写真とかもあったんですけども、比較的密室、狭いところなんで、その状況的には分かりやすかったと思います。

○司会者

1番さんはいかがだったですか。

○裁判員経験者1

今の話の続きですけど、ホテル内の間取りとかというのは図でよく分かりましたけれど、一番問題になるのは、ナイフを準備したのをどういうふうにするかというところの証言ですが、加害者の言うことと被害者の言うことがかけ離れてるんですよ。それに対する資料とかがなくて、だから弁護側が言われること、検察側の言われること、その中で我々が判断しなければいけないという、何かそういうところはちょっと難しいなと感じました。

○司会者

今の話をお聞きしてる限りでは、例えば家の間取りだとか、どこが燃えたとか、そんなところはかなり分かりやすくそれぞれ立証されていたという感想のようにお聞きしました。

それで、書類絡みでちょっと先に進めますと、書類の中でも供述調書、すなわち人の話を警察や検察がまとめたものを読み上げる、そういう書類、証拠もあったかと思うんですが、その分かりやすさ、分かりにくさはいかがだったでしょうか。

1番さん、2番さんの事件では、住居侵入や窃盗の被害者の調書が読まれたと思いますが、これはどうでしたか。1番さん、聞いてて頭にすっと入りましたか。

○裁判員経験者1

結局、被害者の主張とかは一貫していたと思います。

○司会者

そうですね。多分強制性交の話とは違って、別な罪で起訴されてましたよね。私の理解が違っていたら悪いんですけども、車上狙いとか侵入窃盗を別にしてて、

そちらは書面だけでやって、法廷での話は、強制性交の被害者と被告人で話が違うということで、その侵入窃盗だとか車上狙いとか、そちらの辺りで被害者の調書を読んだんですね。

○裁判員経験者 1

はい。

○司会者

そこら辺は、聞いてて分かりやすさはどうだったのかという質問です。

○裁判員経験者 1

被害者の調書というのは、最初ですよ。

○司会者

私は担当してないので分からないんですけども、そうではないかと思います。御記憶がありますか。特になければ、よく分からないで結構です。

○裁判員経験者 1

裁判が7月で、事件そのものが前の年の10月だったから、10月時点で警察で被害届を出されたという文章がずらっと書かれています。それに関しては、何か一貫性があるのではないかなと私は思っています。

○司会者

2番さん、いかがですか。

○裁判員経験者 2

そうですね、特に問題なく、すっと入ってくる感じでした。

○司会者

3番さんの事件は、そういうものがありましたか。

○裁判員経験者 3

私のほうはないです。

○司会者

ないですかね。放火で、周りに住んでいる人が怖かったとか、そういう調書は余

りなかったですか。

○裁判員経験者 3

ないですね。

○司会者

4番さんはどうですか。被害者の方は話ができる状況ではないですね。何か供述調書を読み上げることがございましたか。

○裁判員経験者 4

一緒に最後でした。

○司会者

それは多分法廷で聞いておられるんですね。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

お話をね。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

なるほど。そこは改めてお聞きします。ありがとうございました。

5番さんは、供述調書を読んだりすることがありましたかね、例えば、キャッシュカードを取られた人でもいいし、あるいは譲渡し、覚せい剤を譲り受けた人とか、その人の話をまとめた書類を読んだりしてましたか。

○裁判員経験者 5

キャッシュカードをだまし取られて、現金を引き出された被害者の方のお話は読み上げられました。

○司会者

それを聞いてていかがでしたか。結構分かりましたか、理解できた感じですか。

○裁判員経験者 5

はい。

○司会者

6番さんの事件ではどうでしたか。

○裁判員経験者 6

私の場合は、供述調書っていうのが、私も正直余りこれが供述調書だという記憶はないんですけども、釣り仲間の人のお話とかを聞いてきたというのが供述調書になるんですかね。内妻の奥さんのは証人尋問ですよ。

○司会者

証人尋問されてますよね。

○裁判員経験者 6

はい。実際裁判所に足を運べない人のあれですよ。

○司会者

そうです。

○裁判員経験者 6

そしたら、分かりました。釣り仲間や飲み仲間の人の話とかも読み上げられています。分かりやすかったです。

○司会者

7番さんはどうでしたか。

○裁判員経験者 7

多分、検察官の方が読み上げられた同じアパートに住んでいらっしゃる方々のお話の分でしょうか。

○司会者

それも供述調書ですね。

○裁判員経験者 7

かなり怖くて、被告人の方を許せないという内容の、権利を踏みにじるというか、

同じアパートに住んでらっしゃる方の調書が読み上げられています。

○司会者

今も記憶に残っておられるんですね。

○裁判員経験者 7

はい。同じアパートに住んでたら、私も似たようなことを言うのかなと思います。聞かれています。

○司会者

分かりました。ありがとうございました。

最後、8番の方ですが、8番の方の事件でも供述調書はありましたよね。

○裁判員経験者 8

2から3回ぐらいはありました。

○司会者

聞いててどうでした。

○裁判員経験者 8

まあまあ分かりやすくはありました。多分、これは検察官とか弁護人の方の経験の裏付けにも結構かかってくるのかなというのは思いました。聞いていて何%入ってくるとか、何となく感情移入じゃないけど、これはプレゼン能力にも少し左右されるかなという気持ちはしました。

○司会者

おっしゃってるのは、供述調書だから読むわけですけども。

○裁判員経験者 8

抑揚とか読み方がちょっと。

○司会者

読み方ですか。

○裁判員経験者 8

はい。ペーパーからは分からないけれども、この人上手だと思います。聞いていま

した。多分そこも少しは、こっちの聞くほうからすれば、裁判官に訴える側の経験、能力も結構関係してるのかなと思いました。

○司会者

余り棒読みだとどうかなとかですか。

○裁判員経験者 8

会社のプレゼンでもそんな感じですよ。

○司会者

ありがとうございます。

そろそろ休憩に入りますが、その前に、先ほど少し刺激の強いような証拠についての話がいくつか出てましたが、ほかの方はどうかなというのを聞かせていただきたいと思います。

8番の方の事件は、モニターにそれに絡んだ証拠とかは出てきてますか。

○裁判員経験者 8

証拠は出てました。写真とかは出てきますけど、隠してあったりとかイラストとかを使ってます。生々しい写真とかはなかったです。

○司会者

生々しいものは出てこない。そのほうがよかったなという感じですか。

○裁判員経験者 8

実際、そっちのほうは僕は見たことがないので何とも言えません。

○司会者

もとのほうのを見たかったとかありますか。

○裁判員経験者 8

いや、そういうのは。今までの裁判員裁判ではそんな写真が出てきて、ちょっとやった後に大変だったというコメントとかが書いてあるじゃないですか。だから、そうなのかなという部分もあるんだろうし、今のままでいいと思います。

○司会者

別にそれを見ないでもちゃんと判断できるということですか。

○裁判員経験者 8

はい。本当に生々しいというか、本物がなければどうしてもだめだというのであればやむを得ないのかもしれないけど、別にイラストで代用できるのであればイラストのほうが、見慣れない方たちのリスクを考えればイラストでも構わないかなと思います。

○司会者

ありがとうございます。貴重な御意見ですね。

あと、先ほど6番さんもお話しいただいてますよね。これは、やっぱり白黒にしてあってよかったなという御意見でしたね。

○裁判員経験者 6

そうですね。傷口の写真とか、多分検事さんとか弁護士さんの資料の中にはもっと。

○司会者

多分一番最初の証拠にはいろいろなものがあるでしょうね。

○裁判員経験者 6

はい。激しい写真もあったと思うんですけども、その辺をすごく配慮されてるなって思われるところがすごく感じられました。

○司会者

配慮はあったほうがいいという御意見ですね。

○裁判員経験者 6

そうですね。やっぱり今でもちょっと忘れられない経験として、いい意味でも悪い意味でも、私はすごく記憶の中に残ってるんです。

○司会者

先ほどのお話だと、傷口の写真は必要なものだったということでもありますかね。

○裁判員経験者 6

はい。もちろん殺人ということを考えると、量刑を考えるのにしっかり見なくてはいけない写真なんかはどうにかしたいと思いました。ただ、裁判官に配慮していただいたということです。

○司会者

何とか乗り越えられたという形ですかね。

○裁判員経験者 6

はい。

○司会者

ありがとうございます。

それと、5番さんも先ほど、遺体の写真はなくて、ただ亡くなられた経緯の話が出たのがちょっと見つかったということですよね。

○裁判員経験者 5

そうですね。やっぱり話を聞くだけでも結構想像はできるので。

○司会者

そういうのが直接出ないで助かったというか、乗り越えられたというところがあるということですか。

○裁判員経験者 5

今はすっかり忘れてしまったんですけど。

○司会者

そうですね。思い出させてしまってすみません。

○裁判員経験者 5

いえいえ。

○司会者

ありがとうございます。

4番さんの事件というのは、刺激的な証拠は出てきませんでしたかね。

○裁判員経験者 4

はい。出てきませんでしたけど、頭の傷の状態とか、説明を聞いてちゃんと理解できました。

○司会者

そこで説明を受けて、直接そのものを見なくても理解できるということですか。

○裁判員経験者 4

はい。写真があるんでちょっと構えましたけど、出なかったの。

○司会者

ありがとうございました。

ここで3時ですので、休憩を取りましょうかね。5分ほど休憩しますので少しお休みください。

(休憩)

○司会者

引き続きですが、今、書類の調べ、証拠調べの話をしましたけど、人から話を聞く、要は証人尋問とか被告人質問、この話に移りたいと思います。

証人尋問の場合には、皆さんは御承知だと思いますけども、請求をした側が最初に質問、これを主尋問といいます。そして次に、相手側から質問、反対尋問をします。質問してる趣旨が分からない、分かりにくいとか、質問が下手だなとか、どんな感想でも遠慮なくおっしゃっていただければ参考になると思います。また、医師などの専門家に対する尋問を経験された方が複数いらっしゃるかと把握しておりますが、分かりやすい尋問になるように法律家として工夫しているところでございますけれども、専門的なことで分かりにくかったということはなかったのかどうか、こういった点についてもあわせて感想をお聞かせ願えればと思います。

1番の方、証人尋問や被告人質問の感想はどうでしたか。

○裁判員経験者 1

弁護側の方も検察側の方も、言いたいこと、主張してることというのは非常に分かりやすかったというふうに思ってます。メモを取って後で読み返してみても、こ

こちらが論点だということが明確になっていたというふうに思います。

○司会者

質問の趣旨が不明確だとか意図が分からないとか、そういうことは余りなかったですか。

○裁判員経験者 1

はい、全然感じませんでした。さっき弁護側の方の書類のことを言いましたけれど、話す段階になって、これが論点なんだということはだんだん明確になってきたというふうな感想です。

○司会者

あと、1番さんの事件、2番さんの事件もですが、被害者の名前はAさんって仮名で行っておりますので、この仮名で事件を進めていくってことについて、何か感想はございますか。

○裁判員経験者 1

やむを得なかったかなと思いました。

○司会者

被害者の方をお守りするためにやむを得ないなということですか。

○裁判員経験者 1

はい。

○司会者

2番の方、いかがですか。

○裁判員経験者 2

言葉的なものでいくと、なかなかここで言えるような内容でもないんですけども、そういうすごく具体的にこうやれば騒がれたとか、その言い方の違いがどうなのかというところが論点になったりしてたので、ちょっと。あと弁護人の質問というものもうちょっと流れ的にはスムーズなほうがよかったのかなというところもありました。

○司会者

今2つのことをおっしゃってるかなと理解してるんですけど、まず1つ目が、性的な犯罪に関して、なかなか質問というのは法廷でどのぐらいストレートに聞くものなのか、その辺りは難しい面があったんですか。

○裁判員経験者2

そうですね。

○司会者

かといって、争われているんで曖昧にするのはということと、弁護士さんの質問が余りスムーズでなかった。

○裁判員経験者2

証人というか被害者のあれなんですけれども、中継って形でやったんで。

○司会者

いわゆるビデオリンクといって、別室にいて、そこからテレビ映像で尋問する方式ですね。

○裁判員経験者2

はい。

○司会者

それは、どのような感想をお持ちですか。

○裁判員経験者2

被害者がちょっと帰りの時間がないのとか、そういうこともあったりしました。

○司会者

大変だったんですね。

○裁判員経験者2

そうですね。質問の仕方も、もうちょっとスムーズな質問の仕方があったんじゃないかなと感じました。

○司会者

スムーズでないというと、ちょっとイメージが湧かないんですけれども。

○裁判員経験者2

ナイフの握りがどうだったとかというのが結構あって、それが伝わらなかったというのもあるんです。

○司会者

分かりました。動作を言葉にする質問がうまくできなかったということですね。

○裁判員経験者

そうですね。相手もちょっと理解があれなのか。

○司会者

いや、それは課題と言われておまして、一応言葉で戦う場所なんで、言葉で全て言語化するんですけれども、動作を言葉にするっていうのは意外に難しくて、それは法律家は日々訓練してるはずなんですけど、なかなか難しい場面だったのかなと思います。分かりました。ありがとうございました。貴重な御意見でございました。

3番の方の事件では、人の話を聞くところの辺りはいかがでしたか。

○裁判員経験者3

検察側、弁護側が、被告人に対する質問をされたときに、逆に被告人そのものが精神障害がおありの方なんで、その回答が、言葉は悪いですけども、我々にはちょっと理解し難いような回答とかをする場合があるので、それがどうなのかなと思いました。

○司会者

この方は妄想性障害と言われてるんですかね。

○裁判員経験者3

はい。ただ、先生はそれ以外の障害はありませんということで、それだけが、ここは間違いなく妄想性障害ですよということでした。

○司会者

先生というのは、鑑定人のことですね。

○裁判員経験者3

鑑定人です，はい。

○司会者

そうすると，被告人質問での答えを理解するのがまた大変ということですね。

○裁判員経験者3

そうですね。的確には言うんですよ。間違いありませんかと言ったら，ありませんと言うんですよ。障害にかかっていますかと言ったら，かかっていると思いますとはっきり言うんですね。ただ，これは治りませんという具合にはっきり言うてしまうんですね。

○司会者

それは，被告人がですか。

○裁判員経験者3

被告人です。それはそれで弁護というか，無罪を勝ち取ると言ったら変な言い方ですけど，質問されたらそれに対する答えが，禁錮刑で結構です，そういう情状酌量は要りませんかとはっきり言うので，そういう妄想障害以外の障害があるんじゃないかなというふうに思いました。

○司会者

今の話は，法律家の聞き方がどうこうというよりも，被告人の答えの中身自体がなかなか理解が難しいようなものがあって難しかったと，こういうことですかね。

○裁判員経験者3

そうですね，はい。質問そのものは，内容的に分かりやすいというんですかね。

○司会者

はい。あと，鑑定人の尋問をされてますよね。

○裁判員経験者3

はい。

○司会者

医学的に専門的な知識が出てくると思うんですけども、ここでの分かりやすさはどうでしたか。

○裁判員経験者 3

多少なりとは知識があったつもりなんで、それは分かりやすかったです。

○司会者

最初にプレゼンをして、それからですよ。

○裁判員経験者 3

はい。比較的時間を取ってやられてたんで、それも一つの焦点、一番重要なポイントなんで多分時間を取られたんだと思うんですけども、確かに先生もはっきりとは言えないところがあるんですよ。間違いなく、ですとは言えない。そういうのを医者としての立場でおっしゃらないと仕方がないところはあると思うんですけど。

○司会者

断定はしないけど、こう推定されるとか、こんな感じですかね。

○裁判員経験者 3

そうです。

○司会者

病気の理解、妄想性障害というものについての説明はありましたか。

○裁判員経験者 3

ありました。

○司会者

理解はできましたか。

○裁判員経験者 3

できました。できましたけど、さっきも言いましたけど、妄想性障害以外というのはないですという、先生ははっきり言われたんですけども。

○司会者

本当にそうだろうか。

○裁判員経験者 3

本当はあるんじゃないかなというふうな印象はありました。

○司会者

ありがとうございました。

4番さんの事件というのはいかがだったでしょうかね。これは鑑定人がいますよね。

○裁判員経験者 4

はい。妄想性障害とか心神喪失という言葉とか、鑑定書は初めて聞いたような言葉で、先生のプレゼンを聞いても、そのときは分かりませんでした。

○司会者

そのときは分からないのですか。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

そうしますと、部屋に戻ってから説明を聞いたりして、そうなのかと思われたのですか。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

被告人質問の質問とか答えの分かりやすさなどはどうでしたか。

○裁判員経験者 4

はい。もう淡々とよくしゃべるんですよ。

○司会者

これは、たしか2段階で質問してるんですよ。2段階といってもあれですけど、最初に質問して、鑑定人が終わってからまた質問してる感じですよ。

○裁判員経験者 4

でも、何かよくしゃべる人でしたけど。よくしゃべるというか。

○司会者

じゃあ、そこの被告人の話は分かりやすかった。聞きやすかった。

○裁判員経験者 4

そうですね、はい。

○司会者

ありがとうございます。

5番さんはどうだったでしょうかね。被告人の話中心でしたか。

○裁判員経験者 5

証人を呼びますという感じのお話しかなくて。

○司会者

情状証人もいらしたんですかね。

○裁判員経験者 5

はい。被告人のお母さんがいて、生まれてからの生い立ちというか。

○司会者

その話を聞いたりしたと。感想は何かありますか。

○裁判員経験者 5

お母さんの気持ちが痛いほど分かって、ちょっと涙が出そうになりました。

○司会者

人の話を聞くだけで、特に分かりにくかったという話はないですね。

○裁判員経験者 5

はい。

○司会者

6番さんはいかがですか。6番さんの事件も精神鑑定されてますね。

○裁判員経験者 6

はい。

○司会者

鑑定人尋問もありますね。

○裁判員経験者6

はい。それから、アルコールを大量摂取した上での殺人事件だったので、その辺のアルコール酩酊状態における行動とか、そういう資料っていうか、検査した結果、血中濃度とかの資料がすごく多かったんですね。そして、実際ここの資料で表しているように、何番とかページとか言われるんですけども、もう説明に追いつくだけでも何か追いつかないような状態でした。だから、説明されるポイントと資料だけを、できることならば出しておいていただいてもよかったのかなと、後で、こんなの勝手なことですけど思いました。

○司会者

今のお話は、飲酒酩酊に関しての鑑定人の尋問ですよ。

○裁判員経験者6

はい、そうです。

○司会者

恐らく主尋問でしょうから、検察官のほうの尋問でしたよね。

○裁判員経験者6

はい。

○司会者

そこでかなり資料を多用しながら、何ページ何ページと言ったんだけど、資料も多過ぎるし、もっとポイントを絞ってほしかったということですか。

○裁判員経験者6

はい。

○司会者

なるほど、貴重な意見ですね。あと、傷の状態とかについて解剖医のお医者さん

に聞いてますか。

○裁判員経験者6

はい。先ほどもお話ししましたがけれども、傷の状態、傷の入り方とか深さとか位置、その辺を解剖医のお医者さんが口だけで言われるのは分かりにくかったということで、後日改めてまた準備して出していただいて分かったということです。

○司会者

ありがとうございます。

7番さんの事件では、これも鑑定されてますね。

○裁判員経験者7

そうですね。弁護人の方で、精神疾患があって障害者手帳も持っているから、今回の被告人については執行猶予をつけたいという弁護人側の意見なんですけれども、この精神鑑定をされた方は検察官の方が依頼されていたということだったんですが、実際この放火したことに対して、精神疾患はそこまで影響してないという話をされて、何かあれ、あれって、ちょっとなりました。

○司会者

あれっていうのはどういうことですか。

○裁判員経験者7

弁護というか、この方の精神病があるから罪を軽くしてほしいという意見もある一方で、特にこの精神疾患は今回の行動には影響はないっていう専門家の意見が出されてしまうと、どうしたらいいのかなというふうになりました。

○司会者

鑑定っていうものの位置づけが、少し混乱したところがあるということですか。

○裁判員経験者7

そうです。

○司会者

これは、ただ起訴前鑑定人なので、検察官が起訴するかどうかを決める際に鑑定

してもらって、問題がないから起訴したんだと思います。想像するに、その鑑定人の先生に見てもらって、弁護人にも多分有利なところがあるから証言してもらおうという流れになったんじゃないかと思うんですけども、分かりにくいですかね。

○裁判員経験者7

そうですね。ただ、精神疾患があるっていうこと自体は考慮すべきなのかなというふうには受け止めました。

○司会者

反復性うつ病性障害、中等症エピソードという難しい病名というか、精神障害ですよ。この理解はいかがでしたか。説明はありましたか。

○裁判員経験者7

これはどういう症状なのかをその場で質問して、説明があったと思います。

○司会者

裁判所からも質問したということですか。

○裁判員経験者7

そうですね。これだけだと分からないので。

○司会者

7番さんも質問されたんですか。

○裁判員経験者7

いや、これについては質問はしてません。また違うことを質問しました。

○司会者

その他、被告人に対する質問とか情状証人がいますが、人の話を聞くという中で分かりにくいところとかありましたでしょうか。

○裁判員経験者7

一番最初、始まってから少しざわざわってして、予定より早く私たちが退出したということがあったんですけども。何か、予定と違う答えを言われたからというふうな、そういうことがあったんですね。

○司会者

ちょっと分かり兼ねるんですが、何かちょっとアクシデントが起きたんですかね。

○裁判員経験者 7

そうですね。

○司会者

訴訟は生き物ですから、いろんなことがあると思うんですけどもね。そうですか。ありがとうございます。

8番さんに移りますが、警察官などかなり多くの人数の話を聞いたんじゃないんですか。証人尋問、あるいは被告人の話を聞いて、人の話を聞くというところで感想をいただけますか。

○裁判員経験者 8

証人尋問は、かなりの方が来られて、かなり質問されるわけですけど、やっぱりこっちとしては書くことに精いっぱい、最初こういった質問しますよということ、で3つ、4つあるんですけど、これについて検察の方が質問されて、それに対していろいろ言われるじゃないですか。それをメモを書くのが結構手いっぱいになって。例えば消防士の方に死亡推定時刻を確定させるために、あなたの経歴をと、今まで鑑定というか、臨検をどのくらいされましたと聞いて、それを全部メモしてるんですけど、これが果たしてどのくらい重要か分かんないから、とりあえず書くわけですよ。

○司会者

メモに関して、裁判長なりから、全部メモを取らなくてもいいですよと、そんなお話はありましたか。

○裁判員経験者 8

はい。そんな話は言われました。けど、そう言われても、こっちとしてはどれが重要か分かんないんで、とりあえず結構後から評議の中で見返すこともあったんで、そんな無駄じゃなかったと思うんですけど、やっぱり書くことが手いっぱいでした。

○司会者

何回聞いたんですかね。相当人数聞いてますよね。10人どころじゃないですよ  
ね。

○裁判員経験者8

10人どころじゃないです。

○司会者

それをメモをずっと取り続けてて、そこで忙しかったということですね。

○裁判員経験者8

そしたら、弁護士側からの反対尋問とかもあり、お互いに質問されて、これに対  
する答えを書いていくから、極力聞きながら、箇条書きでばあっと書いてるんです  
けど、そんなんで結構大変でした。

○司会者

お仕事などでメモを取ったりすることはありますか。

○裁判員経験者8

それはあります。

○司会者

お仕事とかでされてるんだったら、お仕事の、取るのはそんなに苦手じゃない  
という方もいらっしゃるかもしれないですね。

○裁判員経験者8

こっちではもうこっちに耳を集中しながらこう書いて、やっぱり本当にいろんな  
ことを聞きたいなと私は思ってるから、質問もいろいろ考えながら、聞きながら、  
整理しながら、例えば10問ぐらいの尋問が終わった後に、裁判員の方に何か質問  
はないですかとか言われて、結構私は丁寧に質問したんほうなんだけど、今聞いた  
ことを頭の中を整理して何か問題点をとると、なかなか難しい。できれば、ちょ  
っと前情報じゃないけど、こんなことを言いますよと、例えば吟味して、後からあ  
れを聞いとけばよかったなということもちらほら出てきますんで。

○司会者

そうすると、分かりやすかったんだけど、もう少し聞くテーマとかを前出しにして、これからこれを聞きますとか、そうしてもらったほうがよかったんじゃないかということですか。

○裁判員経験者 8

はい。そういう話もやっぱりその中からも出たけど、検察とかもある程度必要な質問はされてるし、これで全部だろうというところで検察側も弁護側も質問されてるから、それ以上聞くことが私たちにはないのかなというのもあったし、私たちがこっちの立場という、検察と弁護側から言われた事実を客観的に判断するのが私たちの仕事だから、そこで証拠としては十分なのかなというのもありますけど。

○司会者

なるほど。尋問としては、おおむね過不足なく質問されていたので、それを聞いて判断したということですかね。

○裁判員経験者 8

はい。

○司会者

ありがとうございます。

ちょっと時間の関係で進めさせていただきます。論告弁論ですね。これについてはお手元に資料があると思いますが、論告弁論について、その意見に従うかどうかは別として、言っていることがストレートに伝わったのか、それとも後でよくよく考えないと分からなかったのか。それから、論告の中で求刑というのがあったと思いますが、どういう根拠でこの刑を求めたのか、その理由づけがよく分かったのかという点。それに合わせて、被害者側の弁護士や遺族が検察官や弁護人とは別に意見を述べる事件がいくつかあったんですが、それをお聞きになった感想などもお聞かせいただければと思います。

戻りますけれども、今度は8番さんからお聞きします。8番さんの事件は、中間

論告弁論というちょっと難しいことをされているんですが、分かりやすさの点はいかがですか。

○裁判員経験者 8

裁判官から、この裁判はちょっと特殊で中間論告になりますと言われたけど、それが珍しいのか珍しくないのかも分かりません。

○司会者

分かりませんよね。失礼しました。

○裁判員経験者 8

最後のほうの弁論でも、やっぱりちょっと今思い返すと、結構難しいですね。最高裁の重要な判例みたいなことを抜粋して書いてるところとかちょっと専門的なことを書いてあって、結構難しいなというふうに感じます。

○司会者

その場で聞いていて、そうなんだなというぐらいですかね。その場でずっと頭に入っていたんですか。

○裁判員経験者 8

専門家じゃないけど、やっぱり一般人はなかなかここでも書いてあって、難しいですね。言葉的には難しかった。

○司会者

もう少しかみ砕いて、ブレイクダウンした形で提示してもらったほうがよかったですか。

○裁判員経験者 8

そう思います。判例は書いてあるから、それは、言葉的には難しいと思うんですよ。難しい、つらつら長文で書いてあるんです。

○司会者

論告あるいは中間論告、この辺りは分かりやすさはどうですか。

○裁判員経験者 8

今思い返すと、その裁判の中では難しいとか分かりにくいとかというのはなかったんで。

○司会者

感じなかったですか。

○裁判員経験者 8

はい。

○司会者

この事件は、犯人かどうかというのが最大のテーマなんで、そういう意味では争点もはっきりしてるし、お互い言ってることも、根拠はよく分かったと思うんですね。

○裁判員経験者 8

そうですね。

○司会者

戻って、7番さんの事件の論告弁論はいかがだったですか。

○裁判員経験者 7

これまで裁判で話してあったことがそのまま書いてあるような感じは、分かりやすく、分かりにくいとかそういうことは特には思わなかったです。

○司会者

量刑が争点で、それぞれが主張する量刑の事情が出てたということですね。

○裁判員経験者 7

はい。

○司会者

執行猶予が付された場合には、保護観察に付すべきと検察官が言ってるんですけど、求刑とかという辺りは理解はどうですか。

○裁判員経験者 7

それはそうなんですよ。ここが執行猶予が付されるべき事案ではない、仮に執行

猶予が付された場合には保護観察に付するというので書いてあって、検察の方はどちらを求めているのかよく分からないなというふうには思ったんで。

○司会者

そういう感想を持ったと。

○裁判員経験者7

はい。思ったんですけれども、今回の私の裁判では、弁護士さんが弁護した内容は、最初に生まれはどこですかから質問が始まるぐらい人生の背景が大きく影響しているということを言いたかったのかなというか、かなりさみしい人生を送ってきたので、さみしくて放火したんだということを、自殺しようとしたんだということを弁護する側ではすごく重要視されてたので、何かそれが検察の方のこの求刑の中に含まれたのかなというふうには思ったんですけれども、ただこれを見てどういうふうにするかという判断材料にはなるのかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。

では、6番の方、論告弁論はいかがだったですかね。

○裁判員経験者6

論告っていうと、検察官のほうからすごく裏付けとなる資料とか証拠とか、そんなのも全部強く出そろった上の論告っていう印象を持ちました。それで、弁護側も弁論しようがないわけではないんですけれども、すごく探して探して何か弁護することはなかったというような流れだったので、事実そうなんですけれども、そういう印象を持ちました。流れとしては、すごく分かりやすかったです。先に、評議のときに論告に入る前にこういう流れで行きますからっていう簡単な説明とかもしていただいたので、もちろん裁判がもう何日目かになってますので、そういう自分自身の慣れというのものもあるし、分かりやすかったと思います。

○司会者

情報量ですけど、論告メモなどはかなりの文字の数が入ってますが、ここら辺は

多過ぎるとかそういうことはないですか。

○裁判員経験者 6

いや，論告弁論に対しては，そういう印象は受けませんでした。

○司会者

分かりました。

次，5番さんはいかがだったですか。

○裁判員経験者 5

私の事件は，罪名がかなり多かったので，どういうふうに刑を決めるのかなと思ってたんですけど，それぞれ加算されるわけではなく，まとめてでした。

○司会者

ええ，これはなかなか珍しいと言っはなんですけど，罪ごとに懲役何年と書いてありますよね。

○裁判員経験者 5

そうですね。

○司会者

全部を足したよりも少ない数の求刑をしていますよね。

○裁判員経験者 5

そうそう。

○司会者

これは，聞いててどうでしたか。

○裁判員経験者 5

そういうものなんだという感じです。あと，前科があったので，それがどのくらい影響されるのかなと。前科三犯で，本当に若いにもかかわらず前科があったので，ここもどういうふうにされるのかなと思ってたんですけど，こういうことはそうなんだという感じでした。あと，今回罰金もあったんですけど，求刑で罰金の根拠というのは余り分からなくて，質問もしたんですけど，ちょっとよく分からない。

○司会者

質問というのは、裁判官にしたんですか。

○裁判員経験者 5

はい。評議の中で質問しました。

○司会者

それぞれの刑の年数が書いてありますけれども、それを単純に足すものではないんですよという説明はされましたか。

○裁判員経験者 5

最初にありました。

○司会者

単純に足すわけじゃないけれども、これを参考にそれぞれの重さを見ていったということになりますかね。

○裁判員経験者 5

前科とかも。

○司会者

前科とかも考えながら。弁護人のほうのメモはどうでしたか。

○裁判員経験者 5

弁護人の方は、業としての覚せい剤譲渡ということで、暴力団に所属してるしてないというのをかなり主張されてたというのが印象でした。見た目は、何が暴力団で暴力団じゃないのか分からないので、それがそんなに罪に影響するのかなと。

○司会者

そういう印象を受けたと。

○裁判員経験者 5

印象です、分からないけど。

○司会者

ありがとうございました。

6番さんにちょっと戻りたいんですけど、論告弁論の前に遺族の方の意見陳述という時間があったと思うんですが、それをお聞きになっての感想などありましたら、どういうふうに受け止めたとか。

○裁判員経験者6

遺族の方の意見陳述は、御病気で入院中でしたので、お手紙でした。

○司会者

お手紙だったんですか。

○裁判員経験者6

1日目は裁判所で傍聴してあったんですけども、意見陳述のときはたしか御病気で入院中ということで、お手紙でもらってありました。強く重い刑と言ってあったのが印象的でした。

○司会者

それを踏まえて、評議で議論したということになりますかね。

○裁判員経験者6

はい。

○司会者

失礼しました。4番さん、論告弁論の御感想はどうでしたか。

○裁判員経験者4

検察官のよかったところと言えば、分かりやすかったところです。

○司会者

これ最後にグラフみたいなのがついてますね。論告メモの最後のページに棒グラフみたいなの、似たような図形がありますね。これは、議論していく上で役に立ちましたか。

○裁判員経験者4

みんなで話し合いをしたときに、これが最初の人に説明されました。

○司会者

最初に説明されたんですか。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

最初ぱっとこれを言われても、分からないですよ。弁護人の弁論のほうは、これ非常に簡潔な1枚紙に無罪と書いてありますけど、これをお聞きになった御感想はいかがでしたか。

○裁判員経験者 4

この内容で決めることになるのかな、と思いました。

○司会者

そうですか。

○裁判員経験者 4

どきっとしてました。

○司会者

どきっとして、感想はどうですかね。

○裁判員経験者 4

多くは感じませんでした。そうよねと。

○司会者

そうよねと。はい、ありがとうございます。

3番の方に行きましょう。3番の方、論告弁論の感想はどうですか。

○裁判員経験者 3

先ほども言ったことだけど、ただ一つ、被告人の父親が来られてたんですけれども、ちょっと時間が長かったんですけども、過去と現実の被告人がどういうふうな状態であったとか、犯罪を犯すまでの状態だとか話されて、ちょっとこの裁判でそういうのは余り入れてはいけないかも分からないけれども、親としての責任というか、被告人側もいろんなそういう理由があるんだなと思いました。ただ、普通親で

あれば、まず被害者に対して謝るような話をするだろうなと思ったんですけど、それは一切謝らずに、普通に話をされたんですけども、それほどせっぱ詰まっておられるような状態でお話しされてたような印象は受けました。要は、今までそういうふうには見えてはなかったんですよということを、当然親としてはそう言うでしょう。ただ、精神障害によって妄想が広がってしまって、それによって親に対しても反発をする、特に最大の敵になってしまったということで、そういう犯行に及んだことに対しては、親としての責任もあるということでした。被告人の話がちょっとつじつまが合わないような返答だったもので、逆に親の話で理解できるなというような感じになってきたような感じでした。

○司会者

論告弁論を経験しての感想としては、それは分かりやすかったということなんですかね。

○裁判員経験者3

はい。

○司会者

ありがとうございます。

じゃあ、2番さんに移りまして、論告弁論の感想はどうですか。

○裁判員経験者2

被害者のほうの職業も職業だったので、どこからどこまでがというのが、なかなか分かりづらいところではあったんですけども。

○司会者

成立する罪名がどうかという法律的な話でしたよね。

○裁判員経験者2

そうですね。

○司会者

論告を聞いてどうでしたか。

○裁判員経験者 2

求刑みたいなものが、冒頭強制性交等に未遂も含まれるっていうことで、前例が余りなかったということで、求刑を聞いて、結構長いなという印象は受けました。

○司会者

このグラフというのは、それなりに役に立ったんですね。

○裁判員経験者 2

そうですね。ちょっとどうかなというのはありましたですね。

○司会者

弁護人側の弁論はどうだったですかね。かなり文字数が細かいですけども。

○裁判員経験者 2

細かいので、何か合ってるところはあるのかなというところもあるんですけども。

○司会者

どうかなというところもある。

○裁判員経験者 2

はい。なかなかこれだけでは判断しづらいんじゃないですかね。

○司会者

最後、1 番の方。論告弁論の話を伺います。

○裁判員経験者 1

結局先ほどから言ってますように、弁論にしる論告にしる、ナイフの持ち方、それから刃渡りがどっちを向いてるかということとか、言葉の問題とか、それは弁護側と検察側が平行線のまんまで進んじやいましたっていうような感じでした。検察はこうだと、弁護側はこうだと言って、あとは私たちに判断してくださいみたいな感じだったというふうに思います。それから、求刑に関しては、過去の判例とかを裁判官の方が非常に丁寧に教えてくれて、過去このときは何年、このときは何年とかというふうなところは結構きちんと教えていただいて、その結果、こういうふう

な基準というやつは、改めて我々だけで引くことができたのではないかなというふうには思います。

○司会者

ありがとうございます。

評議の話に移らせていただきます。大分出てはいるんですけども、評議の具体的な内容、中身は秘密でございますが、皆さんの評議の印象や感想についてお尋ねすることになりますけれども、今何を議論しているのかとか、どういったことについて意見を求められているのかという点を裁判官が分かりやすく説明していたかどうか。そしてまた、皆さんが言いたいことが十分に言えましたかと、この辺りをお聞きしたいんですけども。1番さんから、どうだったでしょうか。

○裁判員経験者1

結局、この制度そのものを私は体験してる、最初は裁判所に来いと言ったとき、裁判員になると思って来ました。ところが、我々というか、50人ぐらいいらっしやって、ここから8人選ぶよと言われて、じゃあもう選ばれないなと思ったら選ばれました。そのままばあっと冒頭陳述のほうに入って行って、だからそこら辺の流れのところをもうちょっと親切にさせていただいたら、もうちょっと心構えができたのではないかなというふうなことは思います。ただ、裁判官とか裁判長も含めて、非常に我々に親切に対応していただいたので、こういう質問をしちゃいけないのじゃないかなというようなことも聞いて、ちゃんと誠心誠意答えていただいたところは感謝しています。

○司会者

ありがとうございました。言いたいことも十分言えたということで、よろしいですかね。

○裁判員経験者1

はい。

○司会者

2番さんはどうでしょうか。評議の感想です。

○裁判員経験者2

言いたいことは、裁判官の人からどうですかというふうに聞かれて、十分言える環境ではあったし、論点がずれてたらちゃんと引き戻してはくれていましたので、その点ではやりやすかったんじゃないかと思います。

○司会者

ありがとうございます。

3番さん、評議の感想はいかがですか。

○裁判員経験者3

雰囲気は良かったし、言いたいことは言えたと思います。過去の事例とかその辺も親切に教えていただいて判断できましたので、これはよかったんじゃないかと思っています。

○司会者

ありがとうございます。

4番さんは、評議の感想はいかがだったですか。

○裁判員経験者4

いろんな意見をじっくり伺っていました。

○司会者

言いたいことは言えましたか。

○裁判員経験者4

言えました。

○司会者

そうですね。

5番さんはどうでしょうか。

○裁判員経験者5

裁判長と裁判官の方のすばらしい対応のおかげで、みんな意見を言えました。特

に否定とかもされることもなく、誰もが言った意見について受け止めてくださったので、その点は本当に感謝しております。

○司会者

ありがとうございます。批判的な意見でも構いませんので、言っていただければ。6番さんは、評議をされた感想はいかがでしたか。

○裁判員経験者6

私も皆さんと全く同意見ですね。すごくよく配慮していただいて、難しい事案の中、それだけを考えるだけでも大変なお仕事と思うんで、素人の私たちによくしていただいて、本当にありがたかったと頭の下がる思いがしました。気持ちよくできました。

○司会者

評議の関係で、6番さんの御質問があったように聞いています。質問をしていただいても結構ですが、いかがですか。

○裁判員経験者6

本当に、それこそこんなことを、やっぱり違うよなって今でも思うんですね。結局、素人の私たちの意見を多く発言するように仕向けられて、プロである裁判官の意見はほとんど少なかったんですね。だから、それでいいのだろうかということがものすごく頭にありました。

○司会者

何か御質問は、1票が同じ重さでいいでしょうかというような。

○裁判員経験者6

そうです。それもあります。量刑を決めるときに、裁判官も裁判員も同等に1票なんですね。経験豊かなことを考えると、全くの素人の考えと同じレベルにしているのだろうかという疑問がありました。

○司会者

じゃあ、國分裁判官、せっかくですから、ちょっと聞いてみます。いかがでしょ

うか。

○裁判官

裁判員の皆様に判断していただくのは、市民感覚として常識的に判断できるところだと考えておりました、有罪なのか無罪なのかと、仮に有罪だった場合には量刑について判断していただくことになるんですけども、もちろん裁判員は、裁判をするのは初めての方ばかりで判断するわけですが、それでも十分判断できる内容だったと思うんですよね。法律の専門家の裁判官と、そういった一般の市民の感覚を取り入れるというのは、裁判員制度として対等な立場で議論するという趣旨から1人1票という制度になっております。

○司会者

今のが説明になりますが、協力してみんなでチームでやっていくと、同じ1票であるということです。

○裁判員経験者6

そういうことも踏まえて感想ですけど、私はともに考えて判断していくことが大切なことなんだと、そこが裁判員制度の意味なのかなって思いました。

○司会者

ありがとうございました。

7番さん、評議の感想を聞かせてください。どうですか。

○裁判員経験者7

この放火の罪を、法律の勉強じゃないですけど、こういうところから始まって、執行猶予とはこういうものですか、そういう説明をすごく分かりやすくしていただいて、なかなか難しい部分なども、執行猶予は何、保護観察って何と、すごく丁寧に説明していただいて、結構いろんな意見が出たんですけども、裁判官の方がボードに書きながら皆さんの意見がどんなものがあるのか、すごく分かりやすくしていただいて、いい議論ができたんじゃないかなというふうに思います。過去の判例の勉強とか、なかなか裁判員にならなければ知らなかったこととか、自分ってこ

んな意見を持つんだみたいなところもいい評議ができたなというふうに思っています。やっぱり同じ裁判を見て、同じものを見てもいろいろな意見が出るんだなというふうに感じました。

○司会者

人とこんなに自分は違うんだとか同じなのかとか、その都度発見がありますよね。

○裁判員経験者 7

はい。

○司会者

ありがとうございました。

では、8番の方、いかがだったですか。

○裁判員経験者 8

評議では、僕は言いたいことは言えたと思います。裁判長が司会で大変だなと思います。日本人はなかなか自分の言いたいことを言わない、どうですかって聞いても、特にないですという日本人が結構多い中で、公平性、中立性を保って、皆さんの意見を引き出すって結構難しいなと思いました。私も会社の会議で、どうって言っても意見が出てこないことが結構ある中で、やっぱり難しいなと思いました。

最初のうちはなかなか言いたいことを言えないこともあったと思うんですけど、私たちは多分10回ぐらいやったと思うんですけど、最後のほうはいろんな意見を、みんな言いたいことを言えたと思います。私たちのときも、ちょっときついと言ってあったり、いろんな意見がある、それは多分裁判員の制度だから、言いたいことは全部自信を持って言っているんじゃないですかと私もアドバイスをしてみたわけなんですけど、そういうようなことは思います。最後は本当に言いたいことは言えたと思います。皆さん、参加した10名は、最後はやっぱりよかったねと言ってましたんで、よかったです。

○司会者

ありがとうございました。

時間が押してきたんですが、検察官、弁護士の方から、これは絶対質問しておきたいというのがもしあれば、もしなければもうメッセージに移りたいんですけど、何かございますか。

○検察官及び弁護士

結構です。

○司会者

よろしいですか。

では、最後になりますが、これから裁判員になられる方へのメッセージ、一言ずついただいて会を終わりたいと思います。

じゃあ、最後8番さんからどうぞ。

○裁判員経験者8

最初は、裁判員っていうのはどんなものかも分かんないんですけど、私ははがきが来た時点で個人的にはやりたいなと思っていました。だから、抽せんで当たったときには本当にラッキーだと思っていました。裁判員制度の狙いというのは、司法を身近なものにするとか、市民感覚を入れるとかいうものの一役になればいいなと思って積極的に参加したつもりで、今裁判が終わった時点では、やっぱりやり切った充実感でいっぱい、それはよかったなというふうに思いました。多分今後の社会経験でも、本当に皆さんの意見を聞いて冷静に考える習慣もできたので、今後仕事をしていく上でいい糧になったんじゃないかなと思います。私の会社の身の回りでもはがきが来たら是非、会社に行くのもいいけども、参加したほうがいいよって言って、私の今後の求められている広報委員みたいなことをやればいいのかなど思ってるんで、聞かれたことには、本当に仕事をしてる以上に楽しかったなというぐらいの、ここであったことを話しています。

○司会者

実際に裁判員制度の広報していただいているんですね。

○裁判員経験者8

1 聞かれたら 10 ぐらい答えてます。本当に指名された方は積極的に、確かに肉体的とか精神的な負担はあったんですけど、いい経験になったと思います。

○司会者

選ばれたら参加したらどうでしょうかというメッセージでよろしいですか。

○裁判員経験者 8

はい。

○司会者

ありがとうございます。

7 番さん、どうですか。

○裁判員経験者 7

私も、裁判員になれるのであれば、嫌だとは思わずに参加していただきたいなと思います。やっぱりすごくいい経験になったと思いますし、見ず知らずの方たちとこんなに意見を交わすことって余りないなと思いますし、ただ思ったのは、この被告人の方の大きな人生の変化に大きくかかわっているんだなというふうに思いましたので、だから今後そのことを忘れたらいけないなというふうに思いました。ただ、私の場合は特に殺人とかそういうものではなかったですけども、特にトラウマができるようなものではなかったのですごくいい経験になったと思うし、今後裁判員になれる方には、余りやりたくないとか怖そうっていうマイナスな意見からではなくて、やってみたいということになっていただきたいなと思っています。

○司会者

ありがとうございます。

6 番さん、どうでしょうか、メッセージをどうぞ。

○裁判員経験者 6

私も、結論からいえば、やっぱり私の人生で裁判員を経験させてもらって本当によかったと思います。最初に、7 番さんの、犯罪というのは他人事じゃなくて自分もその場に立つことがあるかもしれない、どうなるか、どういう立場になるか分か

らない，そういう裁判，犯罪とかということをや遠くの話じゃなくて深く考えていくきっかけになると思うので，裁判員の経験とかお話を広めていかれて，犯罪の抑止力にもなる効果があるんじゃないかと思っています。

○司会者

ありがとうございました。

5番さん，いかがですか。

○裁判員経験者5

私も，皆さんと同じように経験できて本当によかったなと思っています。選任されてからあつという間の1週間で，本当に知らない世界を知れた1週間だったので，自分自身ものすごく成長できたなと，あと，やはり犯罪に対して無関係ではなくて，実際本当に身近なところで結構起きてることなんだなと思いました。なのに，無関心で無関係に生きていたので，もう少しいろんなことに関心を持たないといけないなと思います。あと，恐らく被告人の方たちは刑期を終えたら社会に出てこられるので，またそこでももしかしたらかかわることがあるかもしれないと思っていますので，そういったときに何か手助けのようなものが，何ができるか分からないんですけど，できたらいいなと今はそういうふうになっています。

○司会者

分かりました。

4番さん，メッセージのほうをお願いします。

○裁判員経験者4

裁判員をやるのは私は嫌ではなかったんですけど，他人事のように思ってたんですね。でもいざ選ばれてみれば，本当にやってよかったと思っていますので，よっぽどの理由がない限りやるべきだと思います。

○司会者

ありがとうございます。

3番さん，どうぞ。

○裁判員経験者 3

私も裁判員を経験させてもらって、特に私の場合はちょうどタイミングよく退職したばかりだったので、貴重な経験をいただきました。ただ、これをべらべらしやべってるわけじゃないんですけども、親しい人たちに裁判員をやったよという話をしてたら、そんなの言っただけいいのかとか、やっぱり知らない人は、私もそうだったんですけども、裁判員なんてつらい、他言してはならないという印象が強かったんで、ましてや人を裁く経験も知識も何も、裁くなんてそんなしたくない人がほとんどだと思いますけども、そういう人らには、いや、そんなことないよという話はしてますけども、やっぱりそういう人は多いなという印象です。

○司会者

守秘義務はかかってますけど、それ以外のことは、印象だとかは構わないし、もちろん話していただいたほうがありがたいです。

○裁判員経験者 3

なったということすら言っただけはいけないという印象です。

○司会者

ありがとうございました。

2番さん、どうですか。

○裁判員経験者 2

周りにやりたいという人がいても、やりたいと思った人が決してできるわけではないので、選ばれた人っていうのは、1回やってみただけがいいのかなと思いました。それによっていろいろなニュースを見る目も変わってきましたし、裏ではこういう苦労もあってるんだなということも分かりました。一番思ったのは、被告人としてあそこには立ちたくないなというのを思いました。

○司会者

ありがとうございました。

最後、1番さん。

### ○裁判員経験者 1

私も皆さんと一緒に、体験したことは非常に貴重なことだったと思いますが、これも私が退職してたから時間的に余裕があったためであって、まだ現職で働いてたら恐らく断ったのではないかなと思います。要は、裁判員制度が普及するためには、候補に当たったら1か月と半月ですか、私たちが8日間とかというふうな職場でのフォローみたいな、定着するまで大分時間がまだまだかかるんじゃないかなと思います。だから、変な言い方すると、時間的に余裕があるとか、支援をいただけるんだったら是非とも体験していただきたいと思います。以上です。

### ○司会者

ありがとうございました。

これで一通りの議事進行は終わりました。貴重な御意見をいただきまして大変参考になりました。本日は、これをもちまして裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。